

◎ 東日本大震災に対処するための土地

改良法の特例に関する法律

(平成二三年五月一日法律第四三号)

一、提案理由(平成二三年四月三〇日・衆議院農林水産委員会)

○鹿野国務大臣 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案及び東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業について、国、都道府県、市町村または土地改良区が災害復旧の土地改良事業として行うことができるとしております。

第二に、国または都道府県が、農家等からの申請によらずに災害復旧とあわせて土地改良施設の変更や区画整理の事業を行うことができるなど、事業実施の手続を見直すとしております。

第三に、津波による災害に対処するために行うこれらの事業

による塩害に対処するための除塩を含め、災害復旧について国等が緊急に取り組む必要があります。

また、これらの壊滅的な被害を受けた地域においては、災害復旧とあわせて農用地の再編、整備、土地改良施設の改良等の対策を講じることが地域農業の再生を目指す上で効果的であり、これらの事業について、国または都道府県が迅速に対処できるようにする必要があります。

これらの措置を実施するのに必要な土地改良事業の特例措置を講ずるため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

明申し上げます。

東日本大震災により被災した農業地域においては、被災農家の意欲を絶やすことなく、早期に営農を再開できるようになります。ため、災害復旧の速やかな実施が求められています。とりわけ、津波により壊滅的な被害を受けた地域においては、海水の浸入

について、国営事業に関する国庫負担のかさ上げ及び都道府県営事業等に対する国の補助のかさ上げの措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

.....(略).....

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二三年四月三〇日)

○山田正彦君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案は、東日本大震災による津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれとあわせて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

両案は、昨二十九日本委員会に付託され、本日、鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきもの

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律

と議決した次第であります。

なお、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月三〇日)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一　被災地域の復旧・復興に当たっては、我が国農林漁業における被災地域の位置付けを明確化した上で、復旧・復興へのマスター・プランと工程表を示し、スピード感をもつて対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を講ずること。

二　東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、技術的な知見の集積に努めるとともに、これを踏まえた対処の方針を明確に示すこと。

三　除塩事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、除塩に関する

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律

一五四

る技術の開発・普及に努めること。また、今般の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塙事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。

四 除塙を始めとする農地・農業用施設の災害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。

五 被災により償還が困難となつた土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講じること。

六 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため經常賦課金の徴収が困難となつた土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二三年五月二日)

○主賓了君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。まず、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案は、東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塙

並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、被災地域における農林水産業の復旧・復興の在り方、農地・農業用施設の除塙・災害復旧事業等の進め方、農林漁業者への生活・経営支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、兩法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。なお、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二日)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、東京電力と国が責任をもつて対応する必要がある。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め

るべきである。

一 被災地域の復旧・復興に当たっては、我が国農林漁業における食料基地としての重要性に鑑み、復旧・復興へのマステープランと工程表を示し、スピード感をもつて対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を講ずること。

二 除塙事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、除塙に関する技術の開発・普及に努めること。また、今般の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塙事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。さらに、その実施に当たっては、農業者の意欲に鑑み、地域の実態に応じた柔軟な事業開始が可能となるようにすること。

三 東日本大震災に対処するための農地・農業用施設の災害復旧事業については、数年にわたる展開が必要な場合も予想されることから、国と地方公共団体が連携して、必要な予算等の措置を講ずるとともに、農業者の負担が生じないようにすること。また、油、汚泥等の除去、車等のがれきの排除が早急に進むよう、関係省庁の枠を超えた一体的な取組を進めることとともに、事業実施に当たっては、被災者の雇用を優先すること。

四 土地改良事業の同意徵集手続の特例の運用については、地域の意向を十分に踏まえて行うこと。

五 除塙を始めとする農地・農業用施設の災害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。

六 被災により償還が困難となつた土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講ずること。

七 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため経常賦課金の徴収が困難となつた土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に對して支援を行うこと。

右決議する。